

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハッピーズ泉田店

所在地 岡山市南区泉田281番地1号外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町13番16号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

(3) 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ハッピーズ泉田店

（変更後）天満屋ハッピーズ泉田店

(4) 変更年月日

平成28年3月1日

2 届出年月日

平成29年6月19日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成29年6月30日から平成29年10月30日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局産業振興・雇用推進課